

幼児教育の無償化について

保育料の無償化の対象となるには、
事前に「教育・保育給付認定申請書」の提出が必要です。
 また、預かり保育の無償化の対象となるには、
事前に「施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。
 必要事項を記入の上、在籍の幼稚園へご提出ください。

- ◎幼稚園を継続して利用し、転入される方も対象です。
- ◎認定日を遡ることはできません。入園日・転入日・認定区分変更希望日を迎える前に必ず申請してください。

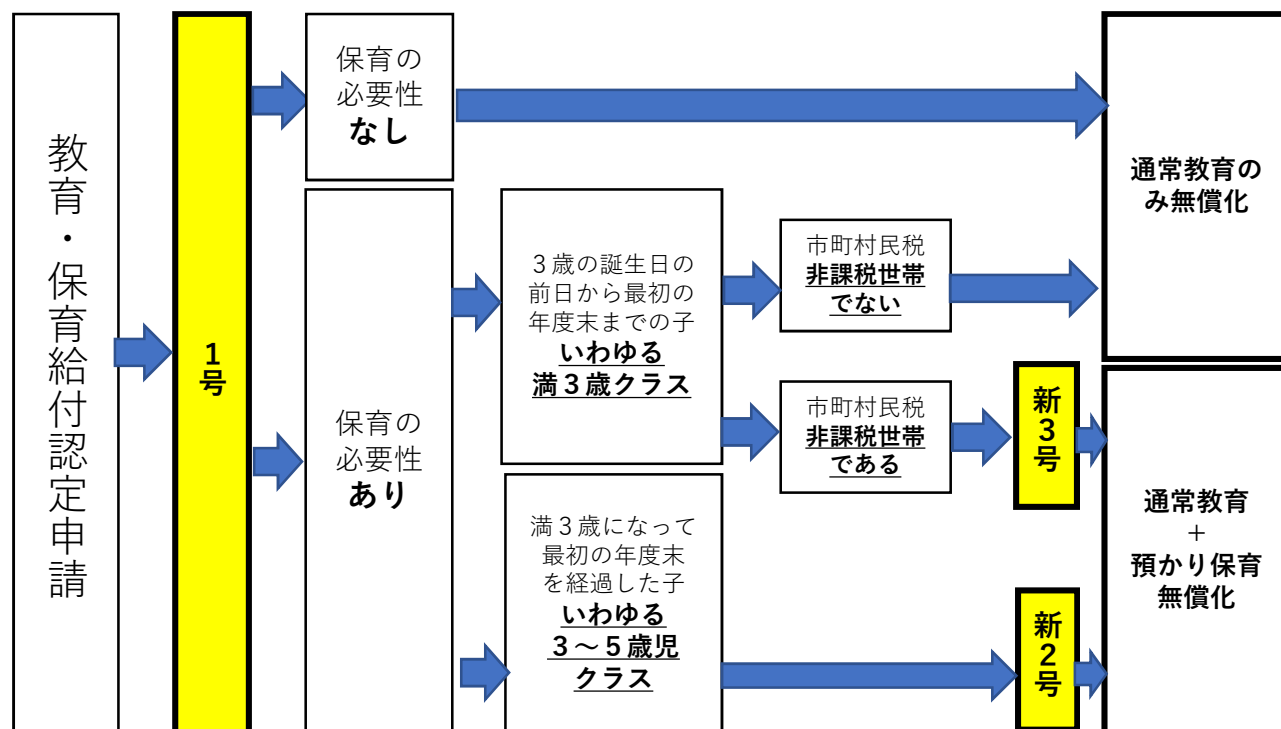
◆下記のチェックリストを参考に、必要書類をご準備の上、提出用封筒に入れ、封緘して幼稚園へご提出ください。制度等につきましては、次のページ以降をご覧ください。

チェック	書類名
【全員提出するもの】	
	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 ◎同意確認のご署名とマイナンバーの記載漏れにご注意ください。
	マイナンバー関係書類※の写し
【保育が必要であり、預かり保育の無償化の対象となる方】（新2号・新3号認定） ◎新規申請を希望される方は、下記2種類の書類をご提出ください。 ◎前年度までに新2号認定を受けている方は、有効期間をご確認ください。 ・有効期間が令和8年4月1日以降も継続している方は、下記書類の提出は不要です。 「施設等利用給付認定通知書」を引き続きご自宅で保管ください。 ・有効期間の終了日は、保育の要件によって異なります。終了日以降も保育の要件があり、新2号認定を希望される場合は、終了日を迎えるまでに再度ご申請ください。	
	施設等利用給付認定・変更申請書
	保育が必要であることを証明する書類(就労証明書等) ※保護者いずれの分もご用意ください。

【問い合わせ先】

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地 電話：075-956-2101（代表）
大山崎町健康福祉部福祉課児童福祉係（内線181・185）

無償化の対象範囲・使用する申請書フローチャート



認定の種類と注意事項

◆教育・保育給付認定とは？

子ども・子育て支援新制度幼稚園をご利用いただくために必要な認定です。
認定の種類で無償化の対象範囲が変わります。

認定の種類	対象	無償化の範囲
1号認定	満3歳～5歳児クラスの子 (※3歳の誕生日の前日～卒園までの子)	通常保育料のみ無償 ※預かり保育は無償化の対象外
1号認定 + 新2号認定	保育の必要がある 3～5歳児クラスの子 (※満3歳になった次の4月1日～卒園までの子)	通常保育料：無償 + 預かり保育料 日額450円×利用日数 (月額上限11,300円)まで無償
1号認定 + 新3号認定	保育の必要がある市町村民税非課税世帯の 満3歳の子 (※3歳の誕生日の前日～その年度末までの子)	通常保育料：無償 + 預かり保育料 日額450円×利用日数 (月額上限16,300円)まで無償

◎新2号認定・新3号認定の申請ができる要件が揃ったので認定申請がしたい、保育の必要性の認定をすでに受けているが理由が変わった、保育の必要性がなくなった等、年度途中に変更申請が必要となった方は、事前に園または児童福祉係へお申し出ください。

◎大山崎町外へ転居される場合は、転居先の市町村で改めて認定手続きが必要になります。転居されるまでに手続きをしてください。

提出書類

認定の種類	提出書類
1号認定のみ	①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 ②マイナンバー関係書類※の写しを封入・封緘して提出
1号認定 ＋ 新2号認定・ 新3号認定	①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 ②マイナンバー関係書類※の写し ③施設等利用給付認定・変更申請書 ④就労証明書等の添付書類を封入・封緘して提出

新2号・新3号の要件を満たさなくなった場合は、③の申請書での変更申請が必要です。その際、①②④は不要。

※マイナンバー関係書類

①番号確認書類 マイナンバーカードの写し又はマイナンバー通知カード

②身元確認書類 顔写真付き身分証明書（運転免許証など）もしくは身元確認できる書類（健康保険証、国民年金手帳など）2つ

※マイナンバーカードの写しを添付する場合は、身元確認書類の提出は不要です。

新2号・新3号認定に必要な書類 – 保育の必要性の確認 –

「**保育の必要性**」の認定は「**保護者のいずれも**」が、以下の「**保育を必要とする事由**」に該当する場合に認定されます。

事由区分	内 容	必要な添付書類
就労 (自営・農業・ 内職含む)	月64時間以上労働することを常態としている場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	就労証明書（指定様式）※ただし、自営業、農業、内職の方は下記の書類も必要です。 【自営業】①スケジュール申告書（指定様式） ②開業届の写し又は確定申告書の写し（税務署で取得可）等事業の内容を証明する書類 【内職】スケジュール申告書（指定様式） 【農業】①スケジュール申告書（指定様式） ②農業申立書（指定様式）
妊娠・出産	出産予定日の8週間前（多胎妊婦の場合は14週間）から出産後8週間経過後の翌日が属する月の末日まで	母子健康手帳（親子健康手帳）の写し（表紙と出産予定日が記載されたページ）
疾病・障がい	疾病・負傷または心身に障害がある場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	次のいずれか1つ ①診断書（指定様式）②障害者手帳の写し
介護・看護	同居親族（長期間入院等をしている親族を含む）の常時介護・看護をしている場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	①介護・看護状況申告書（指定様式）、 ②スケジュール申告書（指定様式） と次のいずれか1つ 介護・看護される方の状態のわかる①診断書、 ②障害者手帳、③介護保険被保険者証の写しなど
災害復旧	震災・風水害・火災等の災害復旧にあたっている ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	り災証明書
求職活動 (年度内1回のみ)	求職活動（起業準備を含む・雇用保険受給中を含む） ※認定開始日後90日後が属する月の末日まで	①就労誓約書（指定様式） ②雇用保険受給中の場合、雇用保険受給資格者証の写し
就学	就学（職業訓練を含む） ※卒業・終了予定日は属する月の末日まで	①在学証明書 ②履修表（時間割表） （ない場合はスケジュール申告書（指定様式））
育児休業 (在園児童のみ)	育児休業を取得する場合で、その児童が引き続き保育の必要性が認められる場合	（育児休業取得期間が記載された）就労証明書

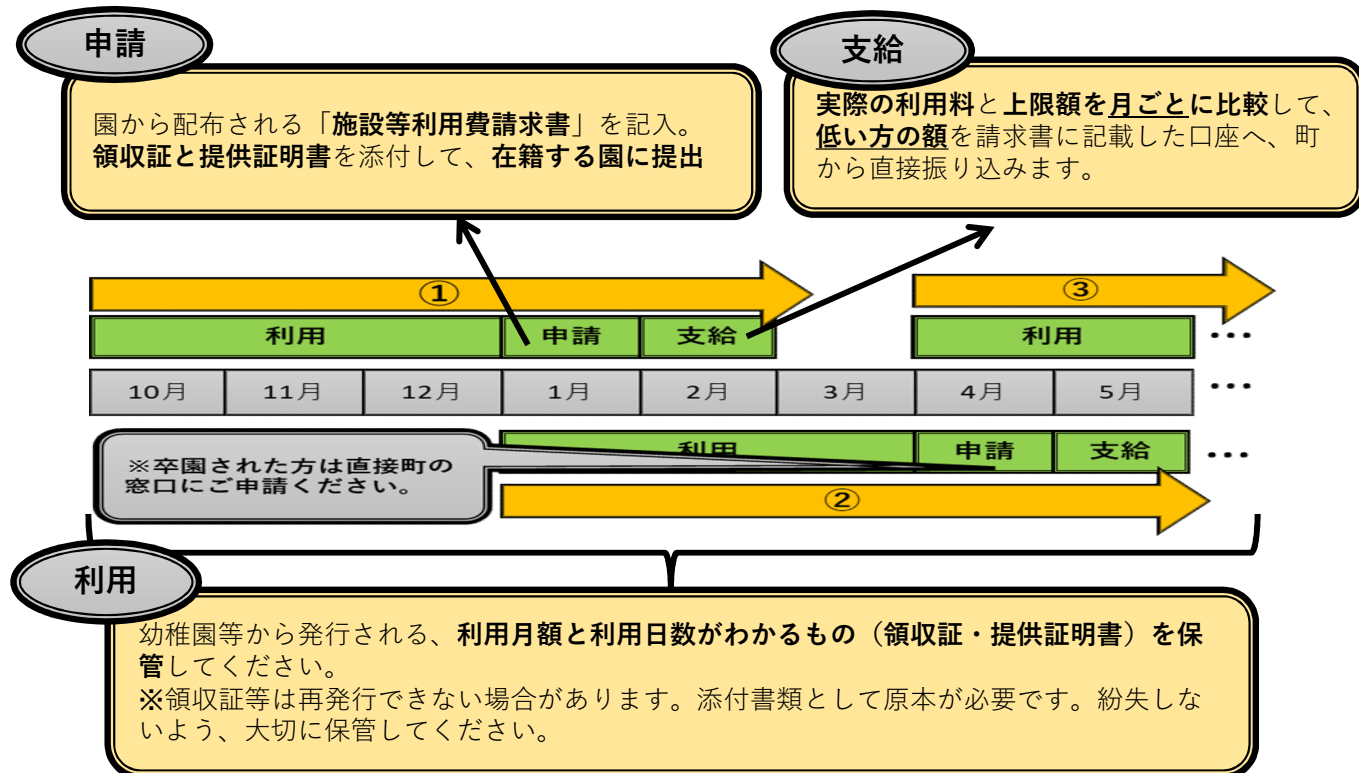
預かり保育料について（新2号・新3号認定対象）

3か月分の利用料をまとめて申請します。対象者に幼稚園から配布される、「施設等利用費請求書（償還払い用）」に必要事項を記入の上、「施設に支払った金額」、「月ごとの利用金額」、「利用日数がわかるもの」（幼稚園等から発行される預かり保育料の領収証と提供証明書）を添付して、在籍する幼稚園にご提出ください。実際の利用料と上限額を比較して低い方の額を支給します。

※対象になるのは新2号または新3号の認定期間のみです。そのため、該当することがわかったときは速やかにご申請ください。認定期間外の預かり保育利用料は対象外となります。

◆利用～支給までのフローチャート（イメージ）

※実際の申請、支給日については都度幼稚園を通じてご案内します。



副食費の支払免除について

下記の①または②に該当される方は、副食費の免除になります。免除の対象となるのは、副食費（おかず代やおやつ代等）のみです。預かり保育時に提供されるおやつ等は給付の対象外です。

①対象者：市町村民税所得割額77,101円未満の世帯※の子ども及び第3子以降の子ども

※年収等により決定される市町村民税の所得割額をもとに町が行います。

所得算定年度は、4月～8月分は前年度、9月～3月分は今年度が対象です。

世帯収入	第1子	第2子	第3子以上
市町村民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども	対象		
市町村民税所得割額77,101円以上の世帯の子ども	対象外		対象

②多子世帯の第3子カウント方法

小学校3年生以下の範囲で、最年長の児童から順に数えて第3子以降となる児童が対象です。（小学校4年生以上はカウントしません。）

